

〔ダイジェスト〕

## 2 レクリエーション用具貸出事業について

### ◆事業のポイント

#### \*貸出対象

ふれあい・いきいきサロン、ふれあいデイサービス等地域福祉活動に取り組むグループ・団体とします。使用料は、無料とします。

#### \*貸出日数

原則として、貸出日の翌日から起算して7日以内とします。

#### \*貸出申込

貸出申込は、貸出希望日の3ヶ月前から受け付けます。

但し、午前8時30分から午前9時までの時間は同時の受付（電話でOK、但しFAXは不可）とみなし、予約多数の場合は抽選により決定します。なお、貸出希望日の3ヶ月前が土日祝日の場合は、その前日（もしくは前々日）からの受付とします。

（例）

・7月16日（日）貸出希望の場合は4月14日（金）午前8時30分から貸出受付可能です。

\*申込受付先 鳥取市社会福祉協議会 地域福祉課または地域支え合い支援課

最寄りの各総合福祉センター地域福祉係